

就学援助費・奨励費 オンライン申請方法

●オンライン申請ページへのアクセス方法



スマートフォンから申請する

右の二次元コードを読み取り、まちだ子育てサイトにアクセスしてください。



就学援助費・奨励費
オンライン申請のご案内
(まちだ子育てサイト)



PCから申請する

検索エンジンで「町田市 就学援助費・奨励費オンライン申請のご案内」と検索して、まちだ子育てサイトのページにアクセスしてください。

1. まちだ子育てサイトにアクセス後、「就学援助費・奨励費オンライン申請はこちら」のリンクをクリックして、オンライン申請ページにお進みください。

2. オンライン申請ページにアクセス後、「ログインして申請に進む」または「メールを認証して申請に進む」を選択してください。

・就学援助費・奨励費の申請対象のお子さまが複数人いる場合、「ログインして申請に進む」をおすすめします。

・Graffer(グラファー)アカウントを作成してログインすることで、申請内容の保存ができるようになります。1人目の申請完了後、その申請内容を利用して2人目以降の申請ができます。

・既にGraffer(グラファー)アカウントをお持ちの方は、そのアカウントを利用することもできます。

3. 以降、画面に従って操作してください。(まちだ子育てサイトに申請手順を掲載しています。)

4. 申請完了後、登録されたメールアドレスに「申請受付受け付けのお知らせ」メールが届きます。

●申請に関する注意事項

・住宅形態が「賃貸」の場合、「家賃負担証明書類」が必要です。オンライン申請時に「家賃負担証明書類」が用意できない場合には、オンライン申請ではなく申請書(紙)による申請をお願いいたします。なお「家賃の支払いをしていることが分かる書類」の提出がない場合は住宅形態を「持家」として審査します。

・お子さまおひとりにつき、申請が1回必要です。申請対象のお子さまが複数人いる場合は、人数に応じて複数回申請していただきますようお願いいたします。

2人目以降の申請手順については右上の二次元コードからご確認ください。

◆申請に必要な書類

紙申請の方全員「2024年度町田市就学援助費・奨励費認定申請書兼同意書」
(記入例はお知らせ4ページ参照)

該当者のみ「家賃の支払いをしていることが分かる書類」「令和5年分の所得が分かる書類」

●家賃の支払いをしていることが分かる書類(以下「家賃負担証明書類」)

【提出対象者】	申請時に住宅形態「賃貸」を選択された方
【提出期限】	就学援助費・奨励費の申請と同時にご提出ください。 ※家賃負担証明書類の提出がない場合は、住宅形態を「持家」として審査します。
【提出書類】	申請時点でお住まいの住宅の「家賃額」「家賃を負担している人(契約者等)」が確認できる「家賃負担証明書類」をご提出ください。 <家賃負担証明書類の例> ・賃貸借契約書の写し ・公的住宅の事業主体(東京都住宅供給公社、UR等)が発行する、上記要件を満たす書類の写し ・上記のほか「家賃額」「契約者名」が記載されている資料の写し(直近のもの) …更新通知書、家賃が天引きされていることが分かる給与明細、家賃支払の領収証書など
【注 意 点】	1. 取得費用等が発生した場合でも、町田市からの費用負担や補助はございません。 2. 提出された書類は原則返却できません。 3. 生計を共にしている家族の中に「家賃を負担している人(契約者等)」を確認できないときは、「持家」として審査します。

●令和5年分の所得が分かる書類

2024年1月1日時点で町田市に住民登録がある方は提出不要

【提出対象者】	生計を共にしている家族のうち2024年1月1日時点で町田市に住民登録がない方 ※2024年4月1日時点で18歳以下の方(2005年4月2日以降に生まれた方)で収入のない方は提出不要です。
【提出期限】	後日、学務課から通知を送付します。その通知に記載の期限までにご提出ください。 ※一定期間提出がない場合、申請を却下することがございます。予めご了承ください。
【提出書類】	下記①②のどちらかをご準備いただきます。 詳細は学務課からの通知をご確認ください。 ①令和6年度(令和5年分)住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ・市区町村により名称が異なります。合計所得金額・総所得金額の記載があるものをご用意ください。 ②マイナンバー同意書(様式は学務課でご用意します。) ・マイナンバーを利用して町田市から前住所地に所得を照会する制度です。
【注 意 点】	1. 取得費用等が発生した場合でも、町田市からの費用負担や補助はございません。 2. 提出された書類は原則返却できません。 3. 確定申告または住民税申告をされていない場合、認定の審査を行うことができません。収入の有無にかかわらず、申請までに必ず申告をお済ませください。被扶養者の方も申告が必要です。